

令和3年3月26日



担当部署	発達支援課
担当者	伊藤・尾谷
電話	077-582-1158
FAX	077-581-1628

「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する協定」の締結による取組の開始について

趣旨・目的

県立学校（高校等）へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、県・県教育委員会・市町・市町教育委員会の四者で協定を締結し、互いが情報共有を行い、必要な支援を行えるよう仕組みを整えるものです。

（3月23日（火）滋賀県知事定例記者会見で公表済）

施行日 令和3年4月1日

支援の対象者

- ① 不登校および別室登校や放課後登校など不登校傾向にある者
- ② 発達障害等特別な支援を必要とする者
- ③ 中途退学および転学等が心配される者
- ④ その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

支援の窓口

本市は、この取組の担当窓口を「発達支援課」として実施します。

取組の経緯

県立学校（高校等）において、発達障害に起因する困難さなどを抱え、高校生活の継続が危ぶまれる生徒や中途退学する生徒、後にひきこもり状態になるなど、支援が必要になる生徒が少なからずいます。これまで中学校から高校へ引き継ぎを行い、高校訪問や個別の相談支援等を行っていましたが、学校によって特別支援の取組に差があるため、県と協定を締結し、県立学校と市町の間で支援を必要とする児童生徒の情報を共有する仕組みを整えるものです。

• 具体的な支援の流れ（例）

- ① 学校で児童生徒の不登校など、連携が必要な事案が発生
- ② 学校で市と連携した支援を要すると判断した場合は、出身校、市の福祉部局等の関係機関へ連絡
- ③ 学校、関係機関等を含めたケース会議を開催し、情報共有や対応策を検討
- ④ 関係機関が連携した支援を実施